

改正

平成15年3月18日規則第4号

平成17年3月31日規則第5号

平成21年3月2日規則第4号

平成25年2月27日規則第3号

平成31年4月25日規則第8号

令和2年3月24日規則第10号

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 条例第4条の規定による会派結成届、会派変更届及び会派解散届は、それぞれ別記様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

(交付申請)

第3条 条例第5条の規定による政務活動費交付申請書及び政務活動費交付変更申請書は、それぞれ別記様式第4号及び第5号によるものとする。

(交付決定)

第4条 条例第6条の規定による交付決定の通知は、別記様式第6号によるものとする。

(交付請求)

第5条 条例第7条の規定による政務活動費交付請求書は、別記様式第7号によるものとする。

(返還命令)

第6条 条例第8条及び第11条の規定による政務活動費の返還命令は、別記様式第8号により議長を経由して行うものとする。

(収支報告)

第7条 条例第10条の規定による収支報告書は、別記様式第9号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第8条 羽村市議会議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の調製等)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算し5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(羽村市議会市政調査研究費の交付に関する規則の廃止)

- 2 羽村市議会市政調査研究費の交付に関する規則（昭和57年規則第14号）は、廃止する。

付 則（平成15年規則第4号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の羽村市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、施行日以降の基準日に係る政務調査費の交付について適用し、施行日前の基準日に係る政務調査費の交付については、なお従前の例による。

付 則（平成17年規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成21年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年2月27日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の羽村市政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前に改正前の羽村市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成31年4月25日規則第8号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

付 則（令和2年3月24日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

羽村市議会議長

様

会派名

代表者名

印

会 派 結 成 届

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の
規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者の氏名
- 4 経理責任者の氏名
- 5 所属議員数
- 6 所属議員の氏名

年 月 日

羽村市議会議長

様

会派名

代表者名

印

会 派 変 更 届

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第 4 条第 3 項の
規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日

2 変更内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者 の氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員 氏名)

年 月 日

羽村市議会議長

様

会派名

代表者名

印

会 派 解 散 届

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第4項の
規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

年 月 日

羽村市長

様

会派名

代表者名 印

政務活動費交付申請書

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項及び
第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分

- ☐ 条例第5条第1項の規定による。
- ☐ 条例第5条第2項の規定による。
 - ☐ 年度途中での会派結成 (年 月 日結成)
 - ☐ 年度途中での議員の会派への加入 (年 月 日加入)

2 交付申請額 (年度分)

金 円

3 所属議員数 名

4 経理責任者の氏名

5 所属議員の氏名

議 長 経 由 印	年 月 日

年 月 日

羽村市長
様

会派名
代表者名 印

政務活動費交付変更申請書

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 3 項の
規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者の氏名			
経理責任者の氏名			
所属議員数			
異動のあった所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)	
交付申請額	円	円	

文 書 番 号
年 月 日

会派代表者 様

羽村市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付に
ついて下記のとおり決定したので、羽村市議会政務活動費の
交付に関する条例第 6 条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額

円

(備考)

年度政務活動費交付決定済額

円

年度合計政務活動費交付決定額

円

議 長 経 由 印	年 月 日

年 月 日

羽村市長

様

会派名

代表者名

印

政務活動費交付請求書

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の
規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 金

円

但し、 年度分(年 月 日付け、羽 発第 号で
交付決定)

2 所属議員数

名

第 号

年 月 日

会派代表者 様

羽村市長

並 木 心 印

政務活動費返還命令通知書

現在、貴会派に交付している 年度の政務活動費について、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還命令額 円

2 返 還 期 限 年 月 日

- 3 返還の理由
- ☐ 羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定による。
 - ☐ 羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定による。
 - ☐ 羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第11条の規定による。

4 現在の交付額 円

内訳

5 返還後の交付額 円

議 長 経 由 印	年 月 日

年 月 日

羽村市議会議長

様

会 派 名

経理責任者

印

年度政務活動費収支報告書

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、別紙のとおり領収書等の証拠書類を添え報告します。

1 収 入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
政務活動費		
計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	対象経費総額	うち政務活動費 充当額	備 考
調査研究費			
研 修 費			
広 報 費			
広 聴 費			
要請・陳情活動費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
人 件 費			
事 務 所 費			
計			

3 残 額

_____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。